

事例番号:290329

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 33 週 0 日

時刻不明 陣痛発来のため搬送元分娩機関を受診

3:30 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈、胎児頻脈、基線細変動の減少あり、切迫早産のため母体搬送、当該分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 33 週 0 日

3:54 血液検査で白血球 $20.0 \times 10^3 / \mu\text{L}$ 、CRP 6.87mg/dL

4:15 体温 38.1℃

5:29 子宮内感染の疑い、胎児機能不全のため帝王切開で児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 stageⅢ、臍帯炎 stage

Ⅲ

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:33 週 0 日

(2) 出生時体重:2654g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.253、PCO₂ 55.6mmHg、PO₂ 12.9mmHg、HCO₃⁻ 24.0mmol/L、BE -4.0mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 5 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）、気管挿管

(6) 診断等：

早産児、新生児遷延性肺高血圧症、子宮内感染

(7) 頭部画像所見：

生後 15 日 頭部 MRI で両側大脳白質に T2WI、T1WI とも信号の延長と側脳室周囲には多結節状の T2WI 高信号あり、嚢胞性脳室周囲白質軟化症（cystic PVL）の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名、新生児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 12 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩前に生じた子宮内感染により脳室周囲白質軟化症（PVL）を発症したことである。

(2) 子宮内感染の原因は、不明である。

(3) 児の未熟性が PVL 発症の背景因子になったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 33 週 0 日、搬送元分娩機関を受診時の対応（内診、分娩監視装置装着、

子宮収縮抑制薬投与)および母体搬送としたことは一般的である。

- (2) 妊娠 33 週 0 日、当該分娩機関入院後、分娩監視装置装着、血液検査等を実施したことは一般的である。
- (3) 母体の発熱、胎児心拍数陣痛図上、胎児頻脈、基線細変動の減少を認め、陣痛発来、前期破水、子宮内感染の疑いと胎児機能不全のため帝王切開を決定したことは一般的である。
- (4) 帝王切開決定から 1 時間 14 分で児を娩出したことは一般的である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)およびNICU入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、診療録の記載時刻と胎児心拍数陣痛図に印字された日付、時刻にずれがあった。実施日時や徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

- イ. 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載す

ることが望まれる。

【解説】本事例は受診時刻、胎児心拍数陣痛図の装着・終了の時刻、破水の有無、リトリン塩酸塩の投与開始時刻、開始時投与量の記載がなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置は詳細を記載することが重要である。

り、事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

子宮内感染が原因と考えられる脳性麻痺発症の原因や病態生理に関して、更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。